

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	八街市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yachimata.lg.jp/2015/content02/top.html

執行機関名 八街市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成4年条例第14号)による助成金の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項 八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成4年条例第14号)による助成金の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成4年条例第14号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料(以下「医療費等」という。)の一部を助成することにより、ひとり親家庭(母子家庭及び父子家庭をいう。以下同じ。)等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成4年条例第14号) 八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(平成4年規則第52号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第5条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例による助成金の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第2条第1項 八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則第2条別表第1、第3条別表第1、第4条別表第2、第8条別表第1及び第8条別表第2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請等に係る受給資格者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	当該申請等に係る受給資格者若しくは当該受給資格者と生計を同じにする扶養義務者又は父母のない児童を扶養している者に係る道府県民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 3 号	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第3条 八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則第5条及び第6条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の二第一項又は第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例による助成金の助成の制限に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 3 号	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請等に係る受給資格者若しくは当該受給資格者と生計を同じにする扶養義務者又は父母のない児童を扶養している者に係る道府県民税に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第2条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例による障害の状態の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 イ	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第2条第1項 八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則第2条別表第1、第3条別表第1及び第4条別表第2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該届出に係る受給資格者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
備考		